

# 区内中小企業者等支援の強化

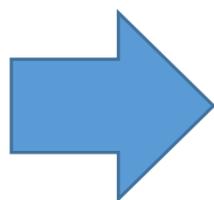
コロナ禍で苦しむ区内中小企業者等を支援するため、商工業緊急資金（特例）の貸付限度額の引き上げ等、事業の拡充を図ります。その他、各種支援事業の補助対象期間等を延長しました。

## 商工業緊急資金（特例）の貸付限度額の引き上げ等

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化をきたしている又は悪化が見込まれ資金繰りが必要となる区内中小企業者が区の斡旋を経て取扱金融機関から融資を受けた場合に、区が利子及び信用保証料を全額補助します。

### 現行の内容

貸付限度額500万円  
貸付期間 5年以内  
(据置期間6か月以内)



### 変更後の内容

貸付限度額**1,000万円**  
貸付期間 **7年**以内  
(据置期間**12か月**以内)

**実施期間：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで**

新規の申込みに加え、既に商工業緊急資金（特例）を受けている場合も借換融資や追加融資が可能です。

【補正予算額： **673,790千円**】

新規見込件数 400件  
借換見込件数 1,900件

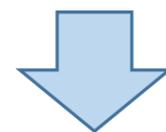


利子及び信用保証料は、引き続き区が全額補助します

## おもてなし店舗支援事業の補助対象期間の延長

店舗での感染症拡大を防止するための経費、新たに宅配・テイクアウト等始める経費、販売促進・顧客サービス向上のための経費等を補助します。

- ・補助限度額：10万円
- ・補助率：10分の10
- ・補助対象期間：令和3年4月から9月末まで



延長

令和3年4月から **令和4年3月末まで**



## 店舗等家賃減額助成の助成対象月の延長・拡充

店舗等の賃貸人（オーナー）が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少しているテナント事業者に対し、家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を賃貸人に助成します。

- ・助成額：1物件、1か月当たり上限7万5千円  
(減額した金額の4分の3)
- ・テナント数：テナント数の上限なし
- ・助成対象月：令和3年4月分から9月分までの家賃（最大6か月）



延長・拡充

令和3年4月分から **令和4年3月分までの家賃（最大12か月）**

